

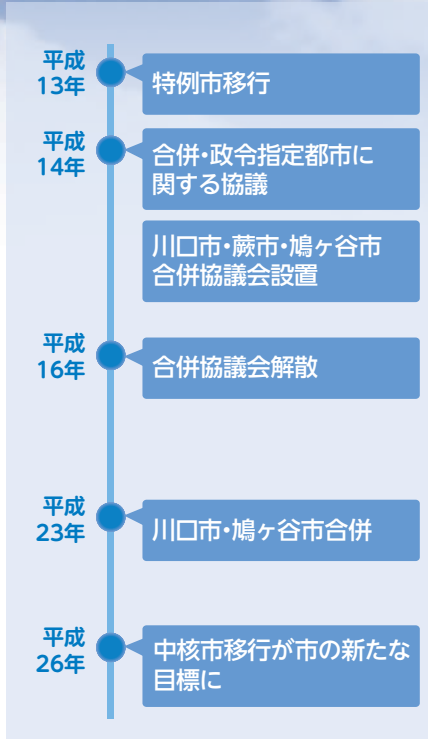
# 中核市

1

今月号から、中核市のさまざまな情報をお伝えするコーナーがスタートします。  
 第1回は、本市のこれまでの地方分権の取り組みと、地方自治法が定める都市制度をご紹介します。



## 川口市の地方分権の取り組み



### ■特例市への移行

地方分権を推進するため、本市は、平成13年4月に「特例市」へ移行し、以来、県の仕事の一部の移譲を受けて、市民サービスの拡大に取り組んできました。

### ■指定都市移行の検討

平成14年5月、川口市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市の4市長が集まり、合併と政令指定都市への移行について協議しました。

しかし、同年8月、戸田市は市民意識調査の結果を受け合併しないことを表明。その後、川口市、蕨市、鳩ヶ谷市3市による協議会を設置しまし

たが合意には至らず、平成16年に協議会が解散したことで、本市の指定都市移行に向けた検討も、一旦終了しました。

### ■鳩ヶ谷市との合併

平成21年1月、鳩ヶ谷市から本市へ合併協議が申し入れられました。これを受け、協議を進めた結果、平成23年10月11日に両市は合併し、人口約58万人の新川口市として新たなスタートを切りました。

### ■中核市移行の検討へ

平成26年2月の市長選挙で、中核市移行を公約に掲げた奥ノ木市長が当選、就任し、中核市移行の検討がスタートしました。

## 地方自治法が定める都市制度(大都市等に関する特例)

### ■都市制度の移り変わり

昭和31年に大都市に関する特例が規定され、横浜市など5市が指定都市となりました。平成に入ると、市民や地域の視点に立った行政を求める地方分権の世論が高まりました。そこで、指定都市に準ずる規模の都市にも、規模・能力に応じた仕事の移譲を進めるため、平成6年に中核市制度が、また11年に特例市制度が創設されました。

### ■地方自治法の改正

平成26年5月、国は、都市制度などに係る地方自治法の一部を改正しました。特例市制度が廃止され、平成27年4月以降5年間は「施行時特例市」として中核市移行期間が付されました。また、中核市の指定要件が「人口20万人以上」とされました。

### ■中核市が受ける事務

中核市への移行によって、県の仕事の約6割が本市に移譲され、幅広くきめ細かなサービスを提供できるようになります。現在、中核市移行目標の平成30年4月に向け、仕事の内容などの協議を、県と進めています。

## ■都市制度によって異なる仕事(事務権限)の範囲

県の仕事	警察の設置 など	県の仕事の約8～9割	
	児童相談所の設置 国道・県道の管理 など		
	保健所の設置 身体障害者手帳の交付 一般・産業廃棄物処理施設設置の許可 など		
	環境に関する事務 など		
一般市	特例市 (人口20万人以上)	中核市 (人口30万人以上)	指定都市 (人口50万人以上)
生活保護の決定・実施 公立小・中学校の設置 など	全国40市。 県内では川口、所沢、越谷、草加、春日部、熊谷の6市。 <small>※平成27年3月末で制度廃止。</small>	全国43市(平成27年4月から越谷市、八王子市が移行し45市)。県内では川口市。 <small>※平成27年4月から人口20万人以上。</small>	全国20市。 県内ではさいたま市。 <small>※過去の指定では人口70万人以上が下限。</small>

問い合わせ・・・政策審議室 ☎048-259-7674 FAX048-254-1367 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。